

【26用語】

【通手形】とおりてがた】「関所手形」に同じ。関所を通過する

時に提出した身元証明書

【〆しめ】「締」の当て字、合計、総計。半紙を数える単位

(一メニ一〇束、一束ニ一〇帖、一帖ニ二〇枚)

【病身】びょうしん】弱くて、よく病氣にかかる身体。病がち。

【相違】そうい】間違い、決まりに背くこと、違反、異議

【万一一まんいち】もしも

【何方】いづかた】どちらの方向、どこへ、どなた

【罷出】まかりいづ】「出る」のあらたまつた言い方。出向く、

出頭する

【申分ケ】もうしわけ】「申し訳」とも。弁解、言い訳

【26解説】

中山道碓氷関所の裏固めの役割を果たした西牧関所は、下仁田道沿いの甘楽郡本宿村と藤井村の両村（現、下仁田町）に設置された関所で、藤井関所ともいう。創設は、南牧川沿いの砥沢村（現、南牧村）に置かれた南牧関所と共に、文禄二年（一五九三）代官中野七蔵の時とされている。以来、関所は幕府代官が代々管理し、関所番には地元の本宿・藤井・森平・根小屋四か村の名主が任命され、さらに西牧領一四か村から一人ずつが百姓役（下番人）として詰めていた。

本文書は、甘楽郡下仁田村百姓の親類男女六人が、天明八年（一七八八）三月、信州の別所温泉へ湯治に出かけるため、同村名主から西牧関所番人に提出した通行手形である。関所通行の目的を「病身二付」と記しているが、六人すべて体が弱く病氣がちとは考えられないので、病身とは表向きの名目であって、おそらく親類同士が療養を兼ね、娯楽の旅に出かけたものであろう。